

女性起業家支援連絡会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条

この会は、「女性起業家支援連絡会議(通称:わたしの起業応援団)」(以下「本会」という。)と称する。

(設立日)

第2条

本会の設立日は、令和2年12月4日とする。

(適用)

第3条

- 1 本会の会員(仮入会含む)には、本規約が適用されるものとする。
- 2 本会に関するその他の規則等は、本規約の一部を構成するものとし、本規約の規定とその他の規則の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されるものとする。

(目的)

第4条

本会は、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の向上や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進することを目的とする。

(活動内容)

第5条

本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1)会員間の連携強化、情報共有に関する活動
- (2)連絡会議の実施
- (3)女性起業家のロールモデルの見える化、普及等に関する活動
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第6条

本会は、本会の事務を処理し、本会を運営するため、経済産業省経済産業政策局経済社会政策室内に事務局(以下「本会事務局」という。)を置く。

第2章 会員

(入会資格)

第7条

本会事務局は、本会の目的及び活動に賛同する者であつて、以下の各号に定める者の入会を認めることができる。

- (1) 創業・起業支援に関わる民間団体、金融機関、大学、女性起業家
- (2) 地方自治体
- (3) 関係省庁
- (4) その他、第4条に定める目的の達成に資する者

(入会手続等)

第8条

- 1 本会への入会を希望する者は、本会事務局に、会員2名以上からの入会推薦書(別紙第1号様式)及び入会申込書(別紙第2号様式)を提出し、承認を得なければならない。ただし、本会の設立日以前に入会の申込みをした者については、参画同意書を提出するものとし、入会推薦書は不要とする。
- 2 ただし、会員1名の推薦の場合は、仮入会とする。仮入会后、6ヶ月以内に他の会員1名からの入会推薦書(別紙第1号様式)の提出がなければ、仮入会の資格を喪失する。

(反社会的勢力の排除)

第9条

- 1 会員は、自ら(主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む)又はその従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証する。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 会員は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

(会費)

第10条

本会事務局は、本会運営のための会費を徴収しないものとする。

(退会)

第11条

会員は、退会届(別紙第3号様式)を本会事務局に提出することにより、本会から任意に退会することができる。

(除名)

第12条

会員が次の各号のいずれかに該当すると本会事務局が判断した場合、本会事務局は、当該会員を除名することができる。

- (1)本会の目的に照らし不適切な行為を行ったとき。
- (2)本会の活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3)本会又は他の会員の名誉、信用等を毀損し、又は損害を与えたとき。
- (4)本規約及び法令、公序良俗に違反したとき。
- (5)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1)本会を退会したとき。
- (2)本会から除名されたとき。
- (3)会員が死亡したとき。
- (4)会員が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを行ったとき若しくは申立てを受けたとき又は任意整理の表明を行ったとき。
- (5)その他営業の継続が不可能になったとき。
- (6)会員が解散したとき。
- (7)本会が解散したとき。
- (8)仮入会の会員は、仮入会后、6ヶ月以内に会員2名以上からの入会推薦書(別紙第1号様式)が得られなかったとき。

(除名後の再入会)

第14条

会員および仮入会の会員は、第12条に該当し、除名された後、該当事由が解消してから1年間経過した場合、第8条の手続きに則り、再度入会申請を行うことが可能。

第3章 規約の変更

(規約の変更)

第15条

- 1 本会事務局は、本規約を変更することができる。
- 2 本規約を変更した場合、本会事務局は、会員に対してその旨通知する。

第4章 会員リスト

(会員リストの作成及び提供)

第16条

- 1 本会事務局は、第4条に定める目的を達成するため、会員の組織情報及び個人情報を掲載したリスト(以下「会員リスト」という。)を作成し、会員のみを提供する。
- 2 仮入会の会員については、仮入会であることが明示的にわかるような表記とする。

(会員リストの利用等)

第17条

- 1 会員は、第4条に定める目的の範囲内で、会員リストに掲載された組織情報及び個人情報を利用することができる。ただし、会員が会員資格を喪失した場合にはこの限りではない。
- 2 会員は、本会を通じて知り得た組織情報及び個人情報(他の会員の写真等、個人の特定に繋がる情報の一切を含む。)を、当該組織・本人の事前の同意を得ることなく、第三者へ提供又は公表してはならない。
- 3 本条は、会員が会員資格を喪失した後にもなお効力を有する。

(会員リスト掲載情報の変更届等)

第18条

- 1 会員は、会員リストに掲載された自らの情報に変更がある場合、本会事務局に対し、速やかに変更届(別紙第4号様式)を提出しなければならない。
- 2 本会事務局は、定期的に会員リストの掲載情報の確認及び更新を行う。

(会員リストの返却・破棄)

第19条

会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員リストを本会事務局に返却又は破棄しなければならない。

第5章 公表

(本会事務局による公表)

第20条

- 1 本会事務局は、連絡会議での議論の内容及び本会の活動内容等の本会に関する情報(会員の組織情報及び個人情報を除く。以下「本会の情報」という。)、並びに会員の所在する都道府県名及び組織名を、第4条に定める目的の達成のため、本会のホームページ等において公表することができる。
- 2 仮入会の会員については、仮入会であることが明示的にわかるような表記とする。

(会員による公表)

第21条

- 1 会員は、本会の情報を、第4条に定める目的の範囲内で、自らのホームページ等において公表することができる。
- 2 前項に基づき公表した場合、会員は、事務局に対し、その旨を遅滞なく報告しなければならない。
- 3 仮入会の会員については、自らのホームページ等における本会の情報の公表は不可とする。

(責任)

第22条

- 1 会員が前条に基づき公表する情報については、会員各自が一切の責任を負うものとし、本会及び本会事務局は責任を負わないものとする。
- 2 会員は、会員資格の喪失後に、本会に関する情報を公表してはならない。
- 3 本条は、会員が会員資格を喪失した後にもなお効力を有する。

第6章 ロゴマーク及びキャラクター

(ロゴマーク及びキャラクターの利用)

第23条

- 1 会員は、本会事務局が別途定める『「わたしの起業応援団」ロゴマークおよびキャラクター利用規約』において表示するロゴマーク及びキャラクターを、同利用規約の定めに基づき利用することができる。
- 2 仮入会の会員は、上記のロゴマーク及びキャラクターの利用は不可とする。

第7章 雑則

(解散)

第24条

- 1 本会事務局は、社会情勢の変動等を踏まえ、本会を解散することができる。
- 2 本会事務局は、本会を解散する旨決定した場合には、その旨会員に通知する。

(規約に定めのない事項)

第25条

本規約に定めのない事項については、本会事務局において決定するものとする。

附則

本規約は、令和2年12月4日から施行する。ただし、第3条1項、第7条4号、第8条2項、第13条5号及び8号、第14条、第16条2項、第20条2項、第21条3項、及び第23条2項の改正規定は、令和5年4月12日から施行する。

別紙第1号様式

年 月 日

経済産業省経済社会政策室 女性起業家支援連絡会議事務局 宛

推薦者名

「女性起業家支援連絡会議」入会推薦書

私議、下記の者(組織)の貴会への新規加入をご推薦申し上げます。よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

被推薦者の住所:

被推薦者名(組織名):

■規約の承認

女性起業家支援連絡会議に入会された場合には、同会の規約の適用を受けることになります。

なお、規約第9条、12条について、現時点で該当がないこと、及び今後該当する事案が生じた場合は事務局に申し出ることを誓約してください。

誓約される場合には、以下のチェックボックスに○をつけてください。

※誓約いただけない場合、入会することはできません。

■組織情報及び個人情報の取扱いについて

入会申込書に記載された組織情報及び個人情報につきましては 本会議の規約第4条に定める目的の達成のために使用されます。具体的には、入会申込書に記載された会員の組織情報及び個人情報を会員間で共有し、そのうち会員の所在する都道府県名及び組織名については、外部にも公開させていただきます（法令に基づく場合又はご本人の承諾がない限り、本会が、会員の個人情報を、上記の目的外で第三者へ提供することはなく、使用することはありません。）。

以上について、同意される場合には、以下のチェックボックスに○をつけてください。

※同意いただけない場合、入会することはできません。

■問い合わせ先

経済産業省経済産業政策局経済社会政策室 女性起業家支援連絡会議事務局

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-0650

E-MAIL : bz1-jyoseikigyoka@meti.go.jp

別紙第3号様式
年 月 日

経済産業省経済社会政策室 女性起業家支援連絡会議事務局 宛

組織名 _____

担当者名 _____

連絡先(電話番号) _____

「女性起業家支援連絡会議」退会届

今般、諸般の事情により、 年 月 日をもって貴会を退会したく

お届けいたします。

別紙第4号様式
年 月 日

経済産業省経済社会政策室 女性起業家支援連絡会議事務局 宛

組織名 _____

担当者名 _____

連絡先（電話番号） _____

会員リスト記載内容変更届

標記について、下記のとおり変更いたしますのでお届けいたします。

記

	変更内容
新	
旧	

(変更年月日 年 月 日)